

## 広島県告示第百九十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十三号）第四十六条第一項第四号及び第百八十七条第二項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十四号）第五条第一項第一号イ(3)及び第七条第二項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十五号）第十一条第一項第五号及び第八十六条第二項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十六号）第十条第一項第二号イ(3)及び第十一条第二項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として知事が定めるもの等を次のように定め、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として知事が定めるもの等は、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号）に定める指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等とする。